

(仮称) 戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度(案)の考え方

1 趣旨

パートナーシップ届出制度は、お互いの関係が「パートナーシップ」である旨の届出書を提出した性的マイノリティの2人に対して、市から届出受理証明書等を交付する制度である。

また、ファミリーシップ届出制度は、パートナーシップの届出をする方に子どもや親等がいる場合、家族の関係にあることを届出する制度である。

本市においては、性的指向又は性自認に係る性的少数者の自由な意思が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、本制度を創設する。

2 定義

(1) パートナーシップ

双方又は一方が、性的指向や性自認に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した関係をいう。

(2) ファミリーシップ

パートナーシップを結ぶ2人と2人の一方又は双方と生計を一にする子や親などが家族として協力し合う関係をいう。

3 対象者

- (1) 18歳以上の者であること。
- (2) 市内在住又は市内への転入を予定していること。
- (3) 近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族)でないこと(養子縁組によって近親者となった者を除く。)
- (4) 配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がないこと。
- (5) 届出をしようとする相手以外にパートナーシップその他類似の関係にある者がいないこと。

4 届出の方法

- (1) 届出書を市長に提出する。
- (2) 届出書に添付する書類
住民票の写しや戸籍個人事項証明書など

※市長は、届出をしたものが本人であることを確認書類により確認する。

5 交付する書類

届出書類を確認後、届出受理証明書及び届出受理証明カードに届出書の写しを添えて交付する。

6 受理証明書等の再交付

紛失、毀損等の事情により受理証明書等の再交付を希望するときは、申請に基づき、受理証明書等を再交付する。

7 届出内容の変更

届出内容の変更が生じたときは、変更届を市長に提出する。

8 受理証明書等の返還

パートナーシップの解消などが生じたときは、受理証明書等を市長に返還する。

9 届出の無効

届出の内容に虚偽があったときなどに該当する届出は、無効とする。

10 通称名の使用

性別違和等の理由があるときは、戸籍上の氏名と併せて通称名の使用が可能。

11 周知啓発

市長は、届出の趣旨が適切に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知啓発に努める。

12 導入時期

令和4年10月11日予定